

預金規定への「暴力団排除条項」の導入について

当組合では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを行っておりますが、平成 19 年 6 月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)等の内容を踏まえ、その取り組みの一環として、平成 22 年 9 月 13 日より、各種預金規定に「暴力団等排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申し込みの際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただくことといたします。

これにより、取引の開始後に、申込時の表明確約が虚偽申告であった場合や、反社会的勢力に該当することが判明した場合には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますのでご了承ください。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取り組みを積極的に推進してまいりますので、お客様には、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する取引規定

当座預金、普通預金(無利息型普通預金含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金の規定

2. 改定日

平成 22 年 9 月 13 日

以上

信用組合 愛知商銀